

『お知らせ』

会津地域の事業者、避難されている皆さまへ

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所
会津支所は、11月より毎週水曜日は支所での
業務は行わず、第2・第4水曜日のみ大熊町
役場会津若松出張所（旧学鳳高校跡）の「出
張窓口」での対応となります。（出張窓口開設日は裏面の通りです）

大熊町役場会津若松出張所(旧学鳳高校跡)周辺地図



原子力損害賠償紛争解決センター について

原子力損害賠償紛争解決センター
(ADRセンター)は、どなたでもご
利用いただけます。

●直接の交渉で示された賠償金額
では納得できない場合

●直接の交渉で被害を申し出たが
賠償されない場合

●裁判よりも簡易・迅速な手続で
賠償を実現したいと考えるときな
ど…

原子力損害賠償紛争解決センター
(ADRセンター)をご利用くださ
い。

◎原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)の特徴

- ★中立・公正な国の機関が仲介します。
- ★裁判よりも手続が簡便で、ご本人様お一人でも申立てができます。
- ★申立てに当たり、納付していただく費用はありません（仲介費用は無料です）。
※ただし、送料などの実費は各自ご負担いただきます。
- ★中間指針（賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針）に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

『支所の主な業務内容について』

- ※申立に係る申立書の配布と、書き方のご説明を行っています。
- ※申立書の受付や申立後の流れなどのご説明を行っています。
- ※各種パンフレットや和解事例集をお渡ししています。

【なお、賠償されるかどうかのご相談には応じかねます。】

ご存知ですか？

➤ 原発事故の賠償請求にも「時効」があります

原発事故による賠償の時効は「損害を知った時から10年」です。

また、時効前にセンターに申し立てられた和解の仲介について、仲介の間に損害賠償に時効がかからないようにする特例法が制定されています。

東京電力福島第一原発事故による被害について、未請求の方はお早めに東京電力へ請求するか、原子力損害賠償紛争解決センターへお申立下さい。

◎東京電力へのお問い合わせ先…0120-926-404

受付時間平日/9時～19時（月～金*休祝日除く） 9時～17時（休祝日）

出張窓口の開設日(平成30年11月～12月)

11月14日(水)

11月28日(水)

12月12日(水)

12月26日(水)

平成31年1月以降の開設月日は改めてお知らせ致します

※ご注意下さい…出張窓口の開設日を含む毎週水曜日は、
一箕町松長の会津支所での業務は行っておりません

原子力損害賠償紛争解決センター

【福島事務所 会津支所】福島県会津若松市一箕町松長 1-17-62

(業務時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(水曜・祝日及び12/28～1/3を除く))

毎月第2・第4水曜日は大熊町役場会津若松出張所(旧学鳳高校跡)の「出張窓口」となります。

申立書は、支所以外にもADRセンターのホームページからのダウンロード、または下記フリーダイヤルにお電話いただくことでも入手可能です。

お問い合わせ先…0120-377-155（平日 10時から 17時）※ただし、年末年始を除く

または

文部科学省 ADRセンター

検索

